

鈴与建設株式会社

鈴睦会 安全衛生活動基準

(2019年5月1日制定)

鈴与建設株式会社 鈴睦会

## 鈴睦会会員の安全衛生活動方針

1. 「人間尊重」を基本理念として、鈴与建設株式会社（以下、鈴与建設という。）が施工管理を行う建設現場（以下、現場という。）において、鈴与建設社員と協力して自主的に安全衛生活動に取り組み、繰り返し同種の労働災害を根絶する。
2. 鈴与建設のコンプライアンスに係る行動基準に鑑み、労働安全衛生法等の関係法令、通達、指針、社内ルール遵守の他、社会規範に即した誠実・公正で透明性のある企業活動を遂行し、地域社会の発展に貢献する。
3. 現場における労働災害防止のキーパーソンとなる「職長」の役割を重視し、安全衛生教育等により「職長」の能力向上を図り、安全な作業手順の策定、労働者の指導等を的確に行う。

## 鈴睦会会員の実施事項

### 1. 鈴与建設 社会保険加入対策の遵守

建設業における不良不適格業者排除と建設業に従事する者の労働環境整備のため、鈴与建設が推進する「建設業における社会保険加入対策」に従い、鈴睦会会員（以下、会員という。）は、必要な社会保険に加入すると共に、これに未加入の企業（下位の注文先）に工事を発注しない。

### 2. 法定外補償保険（民間損害保険）の加入

会員は、万が一の事故等により補償が必要となる事態に備え、法定外補償保険（民間損害保険、死亡時2,000万円以上）に加入する。

### 3. 安全衛生教育

#### (1) 「職長」の安全衛生教育

会員は、労働災害防止のキーパーソンとなる「職長」について、下記の安全衛生教育を受講させ、現場に入場する際は、当該「職長」を常駐させる。

- ① 労働安全衛生法第 60 条に基づく「職長・安全衛生責任者教育」
- ② 鈴与建設が実施する「安全責任者教育」
- ③ 厚生労働省通達に基づき、建設業労働災害防止協会が実施する「職長・安全衛生責任者能力向上教育（再教育、概ね 5 年ごと）」

#### (2) 安全衛生研修会の実施

会員は、鈴与建設と協調して安全衛生に関する研修会を年 2 回以上開催し、会員社員の安全衛生に関する資格取得、知識習得及び安全意識の高揚を図る。

#### (3) 会員社員の能力向上教育受講支援

厚生労働省が労働安全衛生法の趣旨に鑑み、事業者に概ね 5 年ごとの実施を指導する下記の能力向上教育又はこれに準じた教育（登録教習機関が実施する外部講習）を会員社員が受講し修了した場合、当会は、当該会員に対して、受講料（テキスト代を含み、昼食代を除く）を補助する。

- ① 「職長・安全衛生責任者能力向上教育」
- ② 「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」
- ③ 「有機溶剤作業主任者能力向上教育」

## 4. 安全作業の徹底

### (1) 安全作業の標準化と関係労働者への周知徹底

会員は、鈴与建設から指示された工種について、現場の条件に応じて作業員の誰もが安全に効率よく工事を行うための「リスクアセスメントを応用した作業手順書」を作成し、「送り出し教育」にて関係労働者に周知する。

また、当該作業手順書の安全対策検討に必要な過去の労働災害事例、「ヒヤリ・ハット情報」の収集に努める。

### (2) 鈴与建設社内ルール遵守徹底

会員は、鈴与建設が別途定める「鈴与建設社内ルール」を遵守し、作業に必要な準備、安全管理を徹底する。

その中でも特に、人と重機の接触による労働災害及び吊り荷の落下等による労働災害を防止するため、現場にて建設機械・クレーンを使用する場合は「グーパー運動」及び「3・3・3運動」を励行し、繰り返し同種の労働災害を防止する。

- ◆ 「グーパー運動」及び「3・3・3運動」の手順は、鈴与建設ホームページ内のコンテンツ「協力会社の皆様へ」の「鈴与建設社内ルール」に示す活動イラストを参照。

## 5. 安全パトロール

### (1) 安全パトロールの種類及び頻度

会員は、現場における労働災害防止のため、下記の安全パトロールを定期的実施または参加する。

- ① 会員企業の事業主又は事業主に指名された会員社員による月1回以上の店社安全パトロール（作業所の災害防止協議会パトロールを含む。）
- ② 鈴与建設経営者が毎年7月、12月に実施する特別パトロール（安全

衛生委員の会員)

- ③ 鈴与建設 安全衛生委員会が毎月実施する安全パトロール (安全衛生委員会の指名による。)
- ④ 鈴睦会青年部が四半期毎に実施する安全パトロール (青年部所属会員)

## (2) パトロール時の重点確認項目

会員は、現場における安全パトロールにおいて、特に下記項目を主眼として巡回・指導し、安全衛生水準の向上を図る。

- ① 有資格作業における有資格者の配置
- ② バックホウによる吊り荷作業時のクレーンモード切り替え
- ③ 高所作業時の安全带使用
- ④ 衛生保護具の着用徹底 (アーク溶接時の防じんマスク、遮光めがね等)

## 6. 鈴与建設の作業所 I T化への協力

会員は、鈴与建設が作業所における業務の標準化による生産性向上、ペーパーレス化を図るために導入する web システム等について、鈴与建設の求めに応じて速やかにこれを導入し、I T化による効果を最大限享受できるよう協力する。

以上